

平成 22 年 6 月 4 日
社団法人 日本獣医師会

獣医師及び獣医療対策に関する要請

国民生活の安全・安心を守り、社会経済の発展を図る上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、BSE、狂犬病などの「新興・再興感染症」の発生予防・まん延の防止に対する備えが求められています。

また、イヌやネコなどの飼育頭数が、15歳以下の子供の人口を凌駕するまでに増加しているのに代表されるとおり、これらの動物が家庭動物。すなわち「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出するなど、その担うべき社会的役割は重みを増してきています。

更に、野生動物の保護・管理など動物の種の多様性の確保を通じての生態系の保全が全地球的課題とされています。

これらは、いずれもが、動物の健康の確保や動物の福祉に配慮した適正管理により達成し得る課題であり、人と動物が共存する社会の実現を期する上で動物の保健衛生の向上、動物関連産業の振興、そして公衆衛生の向上を任務とする獣医師及び獣医療に対する社会的期待は高まりをみせてきています。

今後とも、獣医師及び獣医療が社会的期待に応えてゆけるよう、①獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育の質の改善、②緊急家畜防疫体制の整備、③需要の動向に即した獣医師の確保と適正配置。更には、産業動物・小動物獣医療の提供体制の整備・充実、④動物の福祉の増進と生物多様性の保全を含む動物の適正管理施策に係る下記の施策の整備・充実を求める。

記

1 獣医学教育の改善、整備・充実

〔課 題〕

- (1) 教育年限が6年に延長され30年経過したが、要となる専任教員の確保は進展していない。「大学設置基準」における獣医師養成課程の専任教員数は28人のままととなっている（医学部は130人以上、歯学部は75人以上）。
- (2) 全国16の獣医学系大学のうち、国際認定基準に適合する大学はなく、獣医師国家試験の出題範囲に対応した最低限の講座（研究室）すら下回る大学が存在するのが実情。特に獣医師の任務の根幹をなす臨床教育、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育の不備が指摘され続けてきている。

〔対 応 策〕

- (1) 獣医学教育を国際的通用性のある専門職業人養成課程とするため、「大学設置基準」の専任教員数と施設・設備の要件を引き上げた上で（獣医学教育の改善目標における専任教員数は72人以上）、獣医学部体制に整備する。
特に農学部の中の1学科として存在する国立大学の小規模にすぎる教育課程については、スケールメリットを最大限生かし、複数大学の共同による「共同獣医学部」の設置。それがかなわない場合は、再編統合を行う。
- (2) なお、「特区」による大学獣医学部新設については、獣医師の養成は、全国的観点から需給政策と一体的に推進すべきものであり、「特区」に馴染むものではない。また、「特区新設」は、①専任教員の確保が困難とされる中で獣医学教育の質の改善に逆行すること。②獣医学教育が「特区」に名を借りた特定の一学校法人による大学ビジネスチャンス拡大（獣医学系大学の粗製濫造）の場と化してはならないことから、受け入れるべきものではない。まずは、現行の大学の整備・充実を図ることが行財政改革の観点にも適うものである。

2 口蹄疫などの家畜伝染病に対する防疫体制の整備・充実

〔課 題〕

人及び物の移動のグローバル化や地球環境の温暖化等に伴い「新興・再興感染症」の発生リスクが高まっているが、口蹄疫、高病原性トリインフルエンザ等の社会経済への影響が甚大な悪性特定家畜伝染病に対する迅速・的確な防疫措置実施体制の不断の整備と国際間の協調・連携が求められている。

〔対 応〕

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく、水際防疫としての動物検疫、国内発生予防及びまん延防止措置の実効確保のため、国家防疫及び都道府県による地域防疫双方の機能の拡充・強化に向け、①防疫組織の整備と要員の確保、②検査・診断機能の強化、③防疫対策推進に伴う補償に対する財政措置の整備・充実を図る。
- (2) 特に、国内発生予防とまん延防止対策については、今回の宮崎県下における口蹄疫発生に伴う防疫対応の事態を呈し、都道府県行政当局と獣医師会等の民間団体、民間獣医師による地域における緊急防疫に備えた家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備を次により推進する。
 - ア 家畜伝染病予防法に基づく防疫業務の遂行に当たる家畜防疫員について、都道府県職員のほか民間獣医師の任命の推進（「民間獣医師家畜防疫員」任命制度の創設）
 - イ 緊急防疫に備えた地域における官民一体となった防疫要員部隊の編成と「都道府県職員家畜防疫員」と「民間獣医師家畜防疫員」の役割分担の明確化、防疫実動訓練及び防疫技術研修対策の推進による防疫技術の質の確保
 - ウ 緊急防疫時における「民間獣医師家畜防疫員」の出動体制の確保（①防疫用資材、防疫活動執務費用に係る財政措置及び②緊急防疫出動時における派遣元の産業動物診療提供体制の確保など）

3 産業動物診療獣医師の確保等の獣医師就業の偏在の是正

〔課 題〕

- (1) 新規獣医師の小動物診療分野への継続的な就業割合の増加(全体の5割水準)により、産業動物診療分野の診療獣医師の不足と地方自治体の家畜衛生・公衆衛生部門勤務の公務員獣医師の採用難により獣医師就業の職域偏在が顕在化している。
- (2) 産業動物診療獣医師の所得は、小動物診療獣医師の所得水準に比し格段に低水準(個人開業の4割の年間診療収入が500万円未満)。また、都道府県の獣医師専門職公務員の給与については、医療職給料表(二)が便宜的に適用されること等から、医師専門職に比し、初任職員、課長職等の幹部職員のいづれにおいても月額30万～15万円程度の格差が存在する。

〔対 応 策〕

- (1) 産業動物診療部門及び公務員獣医師部門への獣医師誘導対策(全国獣医師バンク構想、産業動物診療獣医師修学資金給付制度の拡充などによる獣医系学生の就業誘導策)の整備・充実を図る。
- (2) 獣医師の不足職域とされる産業動物部門及び公務員部門に就業する獣医師の処遇について次により改善を図る。
 - ア 産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善(診療技術提供の技術料水準への適正反映)
 - イ 公務員獣医師の給与改善(獣医師専門職給与表の制定、給与調整額(率)の引き上げなど)及び保健所長等の管理職ポストへの積極登用
 - ウ 都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇上げ政府予算単価(現行:1日1人 12,850円)の引き上げ

4 獣医療提供の質の確保

〔課 題〕

(1) 獣医療提供体制の整備の必要性

ア 家庭動物の飼育の増加に伴う動物の診療機会の増加とともに、診療提供に対する飼育者からの要請が高度化、かつ、多様化してきており、診療施設間及び獣医師と獣医師による診療業務（動物の診断・治療など）をアシストする専門職とによる機能分担体制の整備が求められている。

イ 一方、動物関連産業が成長産業部門として社会・経済発展への寄与が期待される中、家庭動物に対する獣医療提供体制の整備とともに、動物関連産業における獣医療関係業務従事者の雇用の安定を含む健全育成が課題となっている。

(2) 獣医療におけるチーム医療提供体制の整備

ア 獣医療に係る国家資格は、「動物の診療」を業務とする獣医師のみ、一方、人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカル医療専門職（臨床検査技師、診療放射線技師、看護師など）20職種以上が国家資格として制度化。獣医療においても、チーム医療による質の保証体制の整備が求められる。

イ 一方、動物診療施設においては、動物診療の補助的業務を担う者をいわゆる「動物看護師(士)」として雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、①獣医師が行う診療の補助や検査のほか、②入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務、動物のトリミング等の理美容業務に従事させているが、就業環境は未整備。社会的認知は得られていない。資格制度が未整備な中で、養成水準、認定水準ともに区々であるなど専門職としての技術・知識の到達確認が困難。早期離職など雇用事情は不安定な状況にある。

ウ 獣医療分野においても、人の医療と同様に、獣医師の監督の下で高度診療機器の操作、臨床検査をはじめ、一定の診療行為を適法に担うコメディカル部門を整備し、動物看護専門職として公的資格の整備が必要となっている（獣医療の質の確保・保証としてのチーム医療提供体制(制度)の構築と雇用環境の整備)

〔対 応 策〕

(1) 地域における小動物診療提供体制の計画的整備

獣医師卒後臨床研修制度の実効の確保及び一次診療と二次診療（高度専門医療など）の地域ネットワーク体制の整備を獣医療法に基づく獣医療体制整備基本計画に位置づけ計画的整備を推進する。

(2) 獣医療におけるチーム医療体制の整備のための動物看護職公的資格の制度化

獣医師と動物診療に係る専門技術者との連携確保による動物診療の質の確保・保証システム（動物診療チーム医療）の整備を推進するため、①獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化（動物看護職の養成と資格認定の統一的実施など）を図った上で、②獣医療コメディカル動物看護専門職の公的資格制度化に向けての法整備を行う。

5 狂犬病リスク管理対策の整備・充実

〔課 題〕

(1) 狂犬病は、世界各国において発生がみられ、毎年3～5万人の死亡例が報告されている。

我が国においても平成18年にフィリピン帰国者2名の発症・死亡例が報告されたが、東アジア等近隣諸国、とりわけ中国における惨状を目の当たりにするとき、また、国内では外国船籍搭載犬の不法上陸等があり、その侵入リスクは増大している。

(2) 一方、狂犬病については、狂犬病予防法において犬の登録と定期予防注射が犬所有者の義務として課されているが、国内飼育犬の登録率は5割水準、定期予防注射の実施率は4割を下回る水準と考えられる。最近における家庭動物としての犬の飼育の増加等国民生活における人と動物の絆が増してきているところであり、予防対策の徹底が求められる。

〔対 応 策〕

- (1) 狂犬病対策に係る自治体事務が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるよう地域ネットワーク体制を整備するとともに、狂犬病対策が、広く国民的理解の下で推進されるよう、犬の所有者の責務としての狂犬病対策の普及・啓発対策を推進する。
- (2) また、自治体が行う登録等の事務に関し、現行の鑑札及び注射済票の装着については、動物の個体識別として国際標準化されたマイクロチップによる個体番号の登録・管理方式に変更し、犬の登録をはじめ動物愛護管理施策を含めた動物行政が効率的かつ一体的に推進し得る体制を整備する。

6 「心の健康教育」推進のための学校動物飼育支援対策の整備・充実

〔課 題〕

- (1) 動物飼育を通じ生命観、動物観、社会観、自然観を育むこと。このことの子供たちの人格形成に果たす役割は大きい。学校教育において動物飼育の実体験を介し生命を体感させ、生きる力を学ぶことを通じての心の健康教育（動物介在教育）が求められる。
- (2) 学校における動物の飼育に当たっては、動物の福祉の観点に立った適正飼育と動物衛生対策を通じての児童・生徒の健康の確保が前提となるが、学校教育における獣医師の関与は、学校保健法に基づく学校医師、歯科医師、薬剤師のように制度化されていない。

〔対 応 策〕

学校飼育動物活動を初等教育課程の中で動物介在教育として適正に評価し、学校と獣医師会との連携の中で組織的、かつ、安定的に推進されるよう、①教育委員会主導による獣医師の学校への派遣の仕組み作りと、②教員に対する研修会、研究発表会等の実施及び大学の教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備を推進する。

7 動物の福祉の観点に立った適正管理対策の推進

- (1) 人と動物の共生社会の構築は今や全国的課題である。平成23年度に予定される動物愛護管理法の見直しに当たっては、動物の果たすべき多様な社会的役割を評価し、国民生活の質の向上に寄与する家庭動物の飼育が動物の福祉と愛護精神の発揮により推進されるよう関係施策の整備・充実とともに広く国民運動としての展開が必要となる。
- (2) 特に動物の所有者責任の原則に基づく「日本型動物の福祉・愛護施策」の一層の徹底を期するため、動物の個体識別措置として国際標準化されているマイクロチップによる家庭動物の個体登録・管理の推進を図ることにより、動物の遺棄、飼育放棄や災害時緊急動物救護活動等に備える必要がある。

8 食品安全行政一元化等に向けての省庁再編の検討に当たって

〔課 題〕

- (1) 我が国の動物関係行政中央組織は、①獣医師・獣医療制度や家畜衛生・動物薬事対策の所管が農林水産省、②狂犬病等の人と動物の共通感染症対策や食肉衛生検査等の食品衛生対策の所管が厚生労働省、③動物の福祉・愛護対策や野生動物等の生物多様性確保対策が環境省、④獣医学術の振興、教育・研究体制の整備が文部科学省、⑤食品に対するリスク評価の所管が内閣府と1府4省の複数の省庁に渡る。
- (2) 一方、動物関係行政に関係する法令は多岐でその目的は異なるものの、すべてが獣医師専門職の職責としての、①動物の診療及び保健衛生指導、家畜防疫・公衆衛生の確保や動物の適正管理・動物福祉の増進、更には、②動物の福祉の増進・愛護精神の高揚を含め獣医師の職業倫理と一体不可分であり密接に関係する。

〔対 応 策〕

食品安全行政一元化等に向け省庁再編を行うに当たっては、行政組織の簡素化・効率化等の観点に立ち、国民視点に立った行財政改革と行政サービスの提供が行われるよう、食品安全行政を含め1府4省にまたがる動物関係行政を一元的に所管する「獣医療局（仮称）」を設置する。

獣医師及び獣医療をめぐる事情

1 獣医師需給

(1) 獣医師の就業動向

ア 獣医師の届出総数は、35,028人。うち、獣医事従事者が88%。一方、獣医事非従事者4,277人(12%)が存在

獣医事従事者のうち、①公務員獣医師が26%、②診療獣医師が50%、③会社・団体等の勤務獣医師が11%。人の医療部門の医師、歯科医師の9割以上が診療部門に就業しているのに対し、獣医師の職域は多様化

イ 動物臨床に従事する診療獣医師17,568人うち、①産業動物診療獣医師が26%、②小動物診療獣医師が74%となっている。小動物診療獣医師は、この10年間で1.5倍に増加、また、20年間でみて2.4倍と急速、かつ、着実に増加しているが、一方、産業動物診療獣医師は、この10年間で0.9倍、20年間でみて0.8倍と減少

表 獣医師の就業届出状況 (平成20年)

届 出 総 数	35,028 (100)
国・地方自治体の公務員獣医師	8,950 (26)
農林水産(動物検疫所、家畜保健衛生所等)	3,524 (10)
公衆衛生(食肉衛生検査所、保健所等)	5,067 (14)
教育・その他(大学教員等)	359 (1)
動物臨床に従事する診療獣医師	17,568 (50)
産業動物診療獣医師	4,541 (13)
農業団体診療施設	1,945 (6)
会社法人診療施設	247 (1)
個人開業	1,965 (6)
競馬団体診療施設	279 (1)
市町村診療施設	105 (0)
小動物診療獣医師 (個人開業・会社法人診療施設)	13,027 (37)
会社・農業団体・独立行政法人・大学・研究所等の勤務獣医師	3,932 (11)
そ の 他	301 (1)
獣医事に従事しない者	4,277 (12)

(2) 診療施設の開設状況

ア 動物診療施設の開設届出総数は、13,986施設。うち、①産業動物診療施設3,959施設(28%)、②小動物診療施設10,027施設(72%)

イ 開設形態別でみると、①国・地方公共団体開設が543施設(4%)、②農業団体開設が561施設(4%)、③会社法人開設が3,576施設(26%)、個人開設が9,306施設(67%)

また、①会社法人開設3,576施設のうち、産業動物診療が22%、小動物診療は78%、②個人開設9,306施設のうち、産業動物診療が24%、小動物診療が76%

(3) 獣医師の需給見通し(農林水産省2020見通し)

ア 獣医師の総数は、現状程度の養成数で全体需給は、ほぼ均衡

イ 小動物診療獣医師については、診療機会(回数)や診療の効率化の動向により左右されるが、①診療機会が現状程度で推移した場合、過剰が生じ、一方、②診療機会の増を見込んだ場合、10%の伸びでは需給は均衡するが、20%伸びた場合は不足状態が発生

ウ 産業動物診療獣医師の不足が発生。また、公務員獣医師の確保が困難化

エ 獣医師の活動分野や地域の偏在が発生する。その要因及び免許保有者の一定割合が獣医事に従事していない要因を分析し、是正の取り組みの強化が必要

2 獣医師の養成

(1) 大学における獣医学教育課程の教育年限は6年。獣医師養成課程を有する大学は、全国に16大学。うち、国立大学が10大学、公立大学が1大学、私立大学が5大学

獣医師国家試験合格者は、毎年、1,000人程度で安定

(2) 獣医大学卒業者の就業状況をみると、約半数が小動物診療分野に就業。産業動物診療分野への就業者は1割未満の状況が継続

3 獣医学系16大学の入学定員と専任教員数

区分	大学名	学部名	学科等名	入学定員	専任教員数
国立	北海道	獣医	獣医	40	45
	帯広畜産	畜産	獣医	40	34
	岩手	農学	獣医	30	31
	東京	農学	獣医	30	34
	東京農工	農学	獣医	35	30
	岐阜	応用生物科学	獣医	30	31
	鳥取	農学	獣医	35	31
	山口	農学	獣医	30	26
	宮崎	農学	獣医	30	24
	鹿児島	農学	獣医	30	25
	小計				330
公立	大阪府立	生命環境科学	獣医	40	50
私立	酪農学園	獣医	獣医	120	49
	北里	獣医	獣医	120	52
	日本	生物資源科学	獣医	120	45
	日本獣医生命科学	獣医	獣医	80	58
	麻布	獣医	獣医	120	54
	小計				560
合計 (16大学)				930	619

(注1) 専任教員数は教授、准教授、講師、助教の合計数で、平成20年5月1日現在文部科学省調べ

(注2) 「大学設置基準」における医学部の専任教員数は130人以上、歯学部は75人以上

(注3) 「獣医学教育改善目標」における獣医学部の目標は、学生60人に対し専任教員72人以上

(注4) 欧米の主要獣医学系大学における専任教員数は100人以上 (ほかに専任スタッフ100人)

4 獣医師の組織化

(1) 社団法人日本獣医師会 (会長：山根義久) は、全国の47都道府県獣医師会と5政令市獣医師会が会員。会員を組織する獣医師 (日本獣医師会の会員構成獣医師) の数は、27,319人

(2) 日本獣医師会の会員組織率は100%。獣医師組織率は78%